

# 令和8年度長崎市上下水道局公用車広告募集要項

長崎市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が取扱う公用車への広告掲載を下記のとおり募集します。

## 1 募集の内容

### (1) 募集する公用車

車両の種類	募集台数	掲載位置	広告のサイズ
軽貨物自動車	20台程度	両側面ドア及び後面ドア (最大3面)	車両1台につき 3面合わせて最大0.5m <sup>2</sup>

※広告を掲載する車両は、稼働率が高い車両を優先しますが、車両の指定はできません。

### (2) 広告の掲載期間

掲載期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までのうち、希望する期間とします。

なお、掲載期間の初日及び終日が、土・日曜日及び祝日等の閉庁日に当たる場合、掲載開始日は最初の開庁日とし、掲載終了日は最後の開庁日とします。

### (3) 広告料

1か月あたりの広告料は公用車1台につき3,410円（税込）とします。

広告掲載期間に1か月未満の端数があるときでも1か月分として計算します。

### (4) 広告の募集期間

令和8年2月2日より随時募集します。なお、先着順としますので、広告が掲載可能な公用車がなくなり次第、募集を停止します。

## 2 広告の仕様

### (1) 広告の材質等

掲載する広告物の素材は、マグネットシートを貼付するものとします。（ただし、令和4年度に特殊フィルムによる掲載申込みを行い、令和8年度も引き続き掲載申込みを行う場合をのぞく。）

### (2) 広告のデザイン等

掲載する広告は、長崎市上下水道局広告掲載基準により長崎市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に定める基準を満たすものとします。

なお、広告の内容及びデザインが交通事故を誘発し、交通の安全を阻害する恐れがあると上下水道局が判断した場合には、掲載をお断りする場合があります。

### (3) 「広告」の明示

掲載する広告の中に、**広告**と表示してください。

なお、表示のサイズは、縦4cm×横6cm以上としてください。

### 3 費用負担等

- (1) 広告は広告主の費用と責任において作成し、広告の掲載及び撤去に要する費用は広告主の負担とします。
- (2) 広告主は、広告の掲載及び撤去を行うときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう日程を市と協議してください。また施工の際は市の指示に従ってください。
- (3) 広告掲載期間中に広告の損傷が生じた場合は、広告主において原状回復するものとします。
- (4) 広告の撤去作業により、車体塗装の剥離等の損害が生じた場合は、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。
- (5) その他広告掲載中に支障が生じたときは、広告主と上下水道局が協議の上、解決するものとします。

### 4 申込み方法等

- (1) 申込みに必要な書類は、次のとおりです。

なお、新規申込の場合で、申込者が長崎市入札参加資格者名簿の登録業者であるときは、次のカタログの書類は提出不要です。

また、継続申込の場合は、ア及びエの書類を提出してください。

- ア 長崎市上下水道局公用車広告掲載申込書（新規・継続）（様式1）
- イ 広告仕様書（デザイン及びサイズがわかる資料）
- ウ 掲載位置図
- エ 誓約書兼同意書（様式2）
- オ 会社の業務内容がわかる書類（企業パンフレット又はホームページに掲載の企業概要など）
- カ 法人登記事項証明書（個人事業主の場合は住民票抄本）※写し可
- キ 役員名簿（様式3）
- ク 長崎市税の完納証明書（申請月の前月から遡って3か月以内に発行されたもの）※写し可  
なお、証明書の交付方法などのお問い合わせについては、長崎市役所財務部収納課までご連絡ください。（電話：095-829-1130）

- (2) 必要事項を記入のうえ、持参、郵送、メールのいずれかの方法により次のところに提出してください。

（申込み先）〒850-8563 長崎市魚の町4番1号15階

長崎市上下水道局業務部経理課

Mail : gyoumu\_keiri@city.nagasaki.lg.jp

- (3) 申込みにあたっては、長崎市上下水道局広告掲載要綱第3条の規定により準用する長崎市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）、広告掲載基準及び本募集要項をお読みください。

### 5 広告主の決定

- (1) 審査

上下水道局は、長崎市上下水道局公用車広告掲載申込書及び広告仕様書等を受理したとき、当

該申込内容が広告掲載要綱、広告掲載基準及びこの募集要項に定める基準（以下「基準等」という。）を満たすものであるか否かについて審査します。

#### (2) 掲載許可

上下水道局は、前項の審査により当該申込内容が基準等を満たすものであると認めたとき、当該申込内容について、申込みを受理した順番に許可するものとします。

また、許可後に許可決定通知書及び広告料の納入通知書を送付しますので、指定する納入期限までに一括納入していただきます。

#### (3) 広告掲載の開始

広告を指定場所に納品していただき、広告料のお支払が確認でき次第、掲載開始となります。

ただし、4月に広告掲載を希望する場合に限り、入金確認前に掲載可能としますが、指定期日までの入金が確認できない場合は広告物を撤去します。

### 6 広告の内容等の変更

広告主は、すでに広告掲載した広告物について、内容等を変更することができます。変更を希望する場合は、変更を希望する日の2週間前までに「長崎市上下水道局公用車広告変更申込書」（様式4）を提出し、あらかじめ上下水道局事業管理者の承認を得るものとします。

### 7 許可の取り消し

(1) 上下水道局は、以下のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止するものとします。

ア 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。

イ 広告主が上下水道局の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。

ウ 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。

エ 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。

オ 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。

カ 広告主が広告掲載要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

キ 指定期日までに広告料の入金がないとき。

(2) 上下水道局及び広告主においては、当該許可による広告掲載の継続に困難な事由が生じた場合は、双方が協議のうえ、当該許可を取り消すことができるものとします。

(3) 上記(1)(2)により広告の掲載を中止した場合でも、上下水道局は広告主に対して補償を行いません。また、お支払い済みの広告料も返還いたしません。

### 8 お問い合わせ先（受付時間 平日の8：45～12：00、13：00～17：30）

〒850-8563 長崎市魚の町4番1号 市庁舎15階

長崎市上下水道局業務部経理課

電話：095-829-1204（直通）

Mail : gyoumu\_keiri@city.nagasaki.lg.jp

様式 1

年 月 日

長崎市上下水道局公用車広告掲載申込書（新規・継続）

長崎市上下水道事業管理者 様

住所

名称

代表者

1 公用車への広告掲載申込内容

〒 ・ 住 所 名 称 代 表 者 名	
担当者 役職 氏名	
連絡先 T E L F A X	
業 種	
広 告 掲 載 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
掲 載 希 望 面 積	$m^2$ (縦 cm × 横 cm) $m^2$ (縦 cm × 横 cm) $m^2$ (縦 cm × 横 cm) 計 $m^2$ (0. 5 $m^2$ 以内)
掲 載 希 望 台 数	台
そ の 他	申込みに当たっては、長崎市上下水道局広告掲載要綱、長崎市上下水道局広告掲載基準及び関係法令を遵守します。

2 添付資料（新規の場合） ※継続申込の場合、添付書類は(3)誓約書兼同意書（様式2）のみ提出。

- (1) 広告仕様書（デザイン及びサイズがわかる資料）
- (2) 掲載位置図
- (3) 誓約書兼同意書（様式2）
- (4) 会社の業務内容がわかる書類（企業パンフレット又はホームページに掲載の企業概要など）
- (5) 法人登記事項証明書（個人事業主の場合は住民票抄本）※写し可
- (6) 役員名簿（様式3）
- (7) 長崎市税の完納証明書（申請月の前月から遡って3か月以内に発行されたもの）※写し可

※ただし、長崎市入札参加資格者名簿の登録業者は上記(5)(7)は提出不要。

## 誓約書兼同意書

長崎市上下水道事業管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者 職・氏名

(印)

私は、長崎市上下水道局公用車広告掲載を申請するにあたり、次の事項を誓約及び同意します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、市が行う一切の措置について異議を申し立てません。

- 1 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものではありません。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
- 2 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされたものではありません。
- 3 長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号。次号において条例という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（次号において同じ。）ではありません。また、長崎市が確認のため長崎県警察本部等に照会すること及び照会で確認された情報を今後市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。
- 4 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これらに関わりをもつ者その他集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関が確認した者ではありません。
- 5 法人には役員（非常勤の役員を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが前 2 号に該当すると判明した法人又は団体ではありません。
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しません。
- 7 契約締結時に不正を行った場合、いかなる処分を受けても異議、苦情を申し立てません。
- 8 長崎市の水道料金、下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金・分担金及び水洗便所改築資金貸付金償還金について、滞納はありません。また、これらに係る滞納の有無を、長崎市上下水道事業管理者が調査確認することに同意します。
- 9 長崎市税に滞納はありません。また、長崎市上下水道局からの依頼にもとづき、長崎市長が長崎市税の課税及び納付状況を確認し、長崎市上下水道局へ情報提供することに同意します。

## 役員名簿

事業者名担当者連絡先

年　月　日現在の役員

役職	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

※この名簿には、法人登記簿謄本の「役員等に関する事項」に記載されている役員（事業共同体の場合は理事）を記入して下さい。監査役については除きます。

様式 4

年 月 日

長崎市上下水道局公用車廣告変更申込書

長崎市上下水道事業管理者 様

住所

名称

代表者

年 月 日に公用車廣告掲載している廣告について  
内容を変更したいので、以下のとおり申し込みます。

〒 名 代 表 者	・ 住 所 称 名
担当者 氏名	役職
連絡先	T E L F A X
業 種	
変更の理由	
変更後の内容	

2 添付資料

- (1) 広告仕様書（デザイン及びサイズが分かる資料）
- (2) 掲載位置図

様式5

長水経第 号

年 月 日

様

長崎市上下水道事業管理者

上下水道局長

長崎市上下水道局公用車広告掲載許可決定通知書

年 月 日付けで申込のありましたこのことについて、広告掲載を許可いたしましたので通知いたします。

つきましては、下記により手続きをお願いいたします。

記

1 申込内容

広 告 掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
掲 載 面 積	$m^2$ (縦 cm × 横 cm) $m^2$ (縦 cm × 横 cm) $m^2$ (縦 cm × 横 cm) 計 $m^2$
掲 載 台 数	台

2 掲載料 金 円

3 掲載料の納入 同封の納入通知書により 年 月 日までに指定の金融機関でお支払い下さい。入金確認後に広告を掲載します。